

第 17 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 21 年 7 月 21 日（火）10：00～12：00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、津谷臨時委員、井上専門委員、嶋崎専門委員、早瀬専門委員、審議協力者（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）、事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他）、調査実施者（加藤総務省国勢統計課長他）

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議 事 録

阿藤部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 17 回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして「国勢調査の変更について」に関する審議を行います。前回部会において「5 年前の住居の所在地」を記入する際に、どの時点の市町村の名称を記入してもらうのかという議論があり、調査実施者において整理を行っていただくことにしましたので、まずはこの点について審議を行いたいと思います。その後、前回に続いて調査方法等について審議を行った上で、残りの集計事項等について審議を行うことといたしまして、今回の部会で一通りの審議を終えたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

最初に、事務局及び調査実施者に人事異動がありましたので、ごあいさつをお願いいたします。北田参事官からお願いいたします。

北田内閣府統計委員会担当室参事官 今、御紹介いただきました北田でございます。7 月 14 日付けで内閣府の統計委員会の担当室の参事官に異動いたしました。政策統括官室時代もお世話になりましたが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

阿藤部会長 それでは、加藤国勢統計課長からお願いいたします。

加藤総務省国勢統計課長 今、御紹介いただきました加藤と申します。

私は先日まで労働力調査を担当していまして、最近の雇用情勢で頭がいっぱいだったので、まだ頭が切り替わっていない状態ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

私、国勢調査の関係は平成 7 年以来ですので、10 年ちょっとぶりぐらいです。この間、大分環境が変わってきていると思っています。そうは言っても、国勢調査は統計調査の中の統計調査といえますか、日本の実態を知る上で基幹となるものですので、調査環境が幾

ら大変とはいえども、きちんとした統計を作るように努めていかなければいけないと思っています。そういった中で、皆様方のアドバイスをいただきながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の配布資料及び前回部会の結果の概要について、事務局から説明をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 それでは、配布資料一覧に基づきまして配布資料の説明をさせていただきます。議事次第の4の配布資料の欄を御覧ください。

資料1といたしまして、「第16回人口・社会統計部会結果概要」を付けてございます。

資料2といたしまして、「『5年前の住居の所在地』の把握の方法について」を付けてございます。

資料3といたしましては、3-1から3-5まで付けてございますけれども、3-1といたしまして「平成22年国勢調査における集計・提供の考え方について」、3-2といたしまして「平成22年国勢調査の結果表における主な変更点(案)」、3-3といたしまして「平成22年国勢調査における外国人に関する集計について(案)」、3-4といたしまして「平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧(案)」、3-5といたしまして「平成22年国勢調査分類事項一覧(案)」を付けてございます。

そのほか、審議の参考として「第3次試験調査の実施結果の概要」及び「日本標準産業分類の適用の考え方」を用意しました。

それでは、資料1に基づきまして、前回部会の概要を説明させていただきます。6月30日に行われました前回部会では、阿藤部会長の進行の下、調査実施者及び事務局から所要の説明を行わせていただき、続いて論点に沿っての審議が行われました。

まず、調査事項といたしまして、アの「雇用形態の区分の変更」についてでございますけれども、派遣元ベースと派遣先ベース双方の産業構造を把握する方法については、具体的にどうすればいいのかという確認と、派遣社員の場合、把握の対象とする期間内に複数の派遣先が存在する場合の把握方法についての確認が行われました。これらについて確認が行われた後、審議を行い、「雇用形態の区分の変更」については適当とされています。

イの「5年前の住居の所在地の記入方法」については、今回の計画案では、調査日現在での住所の記入ということをご想定してございましたけれども、これに対して、5年前に住んでいた市町村の名称が市町村合併を経て、現在どう変わっているかを調べる必要があり、報告者負担が大きい。それから、合併後の市町村の単位による集計では人口移動のデータが粗くなってしまう。5年前当時の名称で把握すれば、現在の市町村の単位に変換することも可能であり、合併前後の両方の情報を得ることができるのではないかという御意見がありまして、この件につきましては、調査実施者において再度整理し、今回審議をお願いすることになってございます。

ウの「5歳未満の子供の出生地の把握」につきましては、「5年前の住居の所在地」に

において、従来把握の対象としていなかった5歳未満の子供について、出生当時にふだん住んでいた住居の所在地を新たに把握することについては適当とされました。しかし「出生当時ふだん母親が住んでいた」という注意書きの妥当性についての議論が行われまして、対象となる子供の常住地を判断する基準は、その子供が産まれてからの期間を基とし、産まれる前の状況は含まないことを報告者が正しく理解できるように「調査票の記入のしかた」における説明を工夫することが求められました。

エの「家計の収入の種類」の削除については、「家計の収入の種類」を把握する他の代替統計が確保され、国勢調査において把握する必要性が低下したこと等から適当とされています。

オの「就業時間の削除」については、就業時間は貴重な情報であり、削除することに対して、惜しい、あるいは、残念であるというような御意見がございましたけれども、他の統計で代替情報が確保されていることなどから、国勢調査において就業時間の把握を断念することは一つの決断としてやむを得ないものとされました。

カの「住宅の床面積の回答方法の変更」につきましては、実数を記入するよりも階級を答える方が回答しやすいとして適当とされました。しかし、これにつきましても、選択肢が平方メートルの単位となっていますことから、平方メートルから「坪」への変換の目安となるものを「調査票の記入のしかた」に記載するなどの工夫を行うことが求められました。

キの「重複の範囲の合理性」につきましては、平成20年に実施された住宅・土地統計調査について審議が行われた際に、国勢調査と住宅・土地統計調査の役割分担について議論があったという指摘がございました。これについては、基本計画においても同様なことが指摘されていまして、その基本計画の整理に沿って、住宅・土地統計調査の側での検討に委ねることにされました。

その後、調査方法について、封入提出方式の全面導入、郵送回収の併用、インターネットでの回答のモデル地域での導入、これら三つの事項をまとめて審議をお願いいたしまして、資料にありますとおり、幾つかの御意見をいただいたところでございますけれども、これにつきましては、今回引き続き御審議いただくこととなっています。

なお、この中で、封入提出方式を全面導入することによって信頼性のある情報を得られる可能性はある。しかし、未記入となっている調査事項について無理に補完を行うと、調査事項によっては、かえって不正確な結果が出るおそれがあるという御意見がございまして、未記入の場合は、そのまま「不詳」として集計した方がよいという御意見がございました。これについては、集計事項を本日審議するに当たって、併せて議論いただきたいと思っております。

また、最後になりますけれども、第3次試験調査の実施状況について、調査実施者から現時点での取りまとめ状況について説明を行うことになってございます。

以上が前回部会の概要の報告でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果の概要については、このような整理でよろしいでしょうか。それでは、こういった形で取りまとめさせていただきます。

それでは、審議に入らせていただきます。最初に申し上げたように、前回の積み残しで、5年前の住居の所在地の把握方法について、再度審議を行います。調査実施者には、把握の考え方について整理をお願いしましたので、まずはその説明をお願いいたします。

加藤総務省国勢統計課長 それでは、資料2に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

初めに申し上げたいことは、国勢調査というのは、基本的に大規模調査である、要するに全数調査ですので、調査事項や調査方法、特に調査事項については、できるだけ平明に、それから、全体を通して統一性のあるようにする必要があります。途中で何だろうと悩むことがあってはいけません。全体の整合性の取れた整理といいますか、決め方で調査を行うというのが基本であると考えています。基本的にはそういう考え方の下に、5年前の住居の所在地も考えているところでございます。

調査の時点をいつととらえるかということなのですけれども、国勢調査そのものは来年の10月1日で、これが調査の基準時という概念になっています。その基準時点をもって、基本的にはデータを全部そろえるというのが基準時概念であります。実際に調査票に記入する場合、その時点で記入するという方法と、過去のいつかの時点で記入するという方法、考え方としては二通りあると思います。そういった中で、我々も、どちらがいいのだろうかということも検討してきたわけなのですけれども、従来と変わりませんでしたというのが結論でございます。

基本的には、この調査事項は人口移動を把握するものです。調査時点での市町村間の移動が的確にとらえられるかどうかということになってくると、下の事例1に書いていますように、新しい政令指定都市について、区間移動を把握することができないということが致命的であると私もは思っています。どうしても基準時点における区間移動を把握しなければならないと思っていますので、その部分を把握できない方法については、なかなか難しいと思っていることが1点です。

例えば、「5年前の住居の所在地」欄の区分と所在地の名称欄でとらえ方を変えようかということも考えてはみたのですけれども、一つの調査事項の中で、その区分については調査時点で記入する、具体的な市町村名を記入するときには5年前の市町村で記入してくださいという形になると、二つの概念が混乱してしまうという懸念があります。平明さや分かりやすさという意味では、いささか欠けていると思っているということでございます。

それから、もう一つ、国勢調査で、従業地・通学地という調査事項がございます。これも選択肢の区分は、5年前の住居の所在地と同じ形で設けているのですけれども、この部分の選択肢と意味は同じにしなければいけない。従業地・通学地については、現在の市町村の範囲で把握せざるを得ないということがありますので、その整合性を勘案した場合、

5年前の住居の所在地についても現在の時点で記入するのが適当だろうと思っているということでございます。

ただし、このような場合でも、世帯の方によっては、今の市町村の名称は分からない、5年前の状況のほうが書きやすいという方も多分いらっしゃるだろうと思います。そういった方については、5年前の市町村の名称でも構いませんということとして、集計の段階で処理をするという考え方でいきたいと思っています。

もう一つは、市町村合併の進捗状況の話なのですが、資料2の最後のところを見ていただきますと、市町村合併の推進状況は、基本的には平成16年や17年にものすごく進んでいるという状況になってきます。これだけ多くなってくると、何回も移動している方も世帯の中にいらっしゃいますので、5年前の市町村の名称が分からないといったこともあるかと思えます。数が非常に大きく動いている中のデータを取るということについて、紛れを生じるのではないかと思います。非常に進展が進んでいる最中ですので、もうちょっと落ち着いてくればどうかということはあるかと思えます。このようなことから、現時点の市町村で記入していただくということでございます。

最後にまとめますと、基本的には基準時の市町村でとらえて、今後、人口がどうなっていくかという予測をするということがベースにあります。この点で、移動という要因が非常に大事になってくるのですが、政令指定都市の区間移動を把握できないというのは結構大きなデメリットです。それから、調査票全体を通じて、例えば、従業地・通学地も、あるいは5年前の住居の所在地も通じて、一つの概念でいきたい、違う概念にはしたくないということです。そういった総合的な観点から、調査時点の市町村名で記入することとしたいということでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回の宿題について、調査実施者からこうした資料を用意していただき、ただいま御説明を伺ったところでございますが、これについて、御意見・御質問があれば、御発言をお願いします。早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 確認ですけれども、この前住地は、ちょうど5年前ということですね。例えば、4年前とか3年前とか、そういう人は含まれないですね。ほかの国で、5年間の期間でいつごろということで、1年、2年、3年と分けて調査する場合もあるのですけれども、きっかり5年前ということですね。

加藤総務省国勢統計課長 毎回、国勢調査の調査事項として何を調査するのが一番良いのだろうという検討を行います。調査事項を増やせばよいのですが、そう簡単にはいかないものですから、例えば、前の住居をとらえる、あるいは1年前、5年前をとらえるといった考え方もあるのでしょうかけれども、国勢調査は5年ごとにやっていますので、5年タームで見たときのダイナミズムをとらえていると理解していただければと思います。したがって、4年前に移動した人は把握されないということになってきます。

阿藤部会長 途中に何回も移動している場合は排除して、5年間というきっちりしたタ

ームで移動があったかないか、その間に産まれた子どもだけは、別扱いということです。
井上専門委員、どうぞ。

井上専門委員 詳細な御説明、ありがとうございます。

私、人口移動の研究をしている立場からすると、前も申し上げたのですけれども、市町村合併前の旧市町村区分の単位で移動が得られないというのは大きなデメリットです。ここにメリットとデメリットを併記されて、これは非常によく整理されていまして、メリットとデメリットが、まさにこのとおりです。要するに、どちらを優先するかということになると思うのですけれども、今、おっしゃったように、一つの調査の中で、調査基準の時期が項目によって違うというのは、やはり混乱を招くということを考えますと、個人的には旧町村単位ということもあるのですけれども、今、御説明のあった把握方法でやむを得ないというふうに、私自身、今、判断している次第です。

阿藤部会長 ありがとうございます。先ほどの参考の図で見ると、平成 17 年 4 月 1 日までに相当数の市町村で市町村合併が終わっていることも一つの参考になったわけです。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 資料 2 の事例 1 について確認したい点があります。平成 19 年 4 月 1 日時点で、新潟市はこれだけの区に分かれているわけです。例えば、旧の黒崎町に居住している人は、今は西区に居住しているわけです。一方、この人が現在南区に住んでいると、移動という形で集計されるということですか。例えば、旧の横越町の区域から旧の亀田町の区域へ移動したときは、従前は「移動」としてとらえられていたけれども、今回は同じ区内での転居になるから「移動」にならないということですね。

井上専門委員 そうですね。基本的に、来年の 10 月 1 日現在の住所という形でいいと思うのですけれども、おそらくかなり誤記入が出てくると思います。つまり、今、言った、旧の横越町とか亀田町の区域からの移動の場合、他の市町村からの転入と記入する人は相当出てくると思います。正確には同じ港南区内の移動ですから、同じ市区町村内の移動という形で集計しなければいけないことになりませんが、その点、集計の際にチェックはされるのですか。一番上の四つの選択肢に誤記入が相当出てくると思われるので、その点、集計の際に御留意いただければと思います。

加藤総務省国勢統計課長 そこは「調査票の記入のしかた」など、いろいろな調査書類を通じて丁寧に注意喚起していきたいと思っています。勘違いされる方もいらっしゃると思います。それをできるだけ防止するために「調査票の記入のしかた」を分かりやすくするなど、工夫をしていきたいと思っています。

阿藤部会長 ありがとうございます。津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 再度確認ですけれども、井上専門委員がおっしゃったように、私もやはり違う時間の起点を作らない方が混乱がないですので、やはり平成 22 年 10 月 1 日ということで、この調査票を貰った方がよろしいかと思っています。

ただ、答えている人はおそらくそれほど集中していませんから、5 年前のことで答えて

しまったり、現在の状態で答えたり、できる限り誤記入をミニマイズするという努力は大変必要なのですが、それよりもおそらく今回大事になってくるのは、統計局なり、担当部署がコーディングをきちんとする。コーディングを行うときのルールをがっちり決めて、いつも職業分類が大変というのはあるのですけれども、これもひょっとしたら、そこまでいかななくても出てくるかと思しますので、ある意味、一過性のこと、5年後、2015年はおそらく余り関係なくなってくると思しますので、今回だけということで、どこかできちんとコーディングについて、できる限りマンパワーも割いて、この部分だけ集中されるということも大切かなと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、前回からいろいろ御議論があって、その御議論の結果、参考1で、両方にメリット、デメリットがあるということは全員了解しているわけですが、調査実施者からの説明で、基準時概念として、ほかの項目との整合性の視点からも調査時点というものを一貫していないと混乱が起きやすい。分かりやすさということもあって、それで通したいということと、市町村合併が、5年前に多く行われているということも考慮し、調査実施者のもともとの考え方、5年前の住居の所在地について、現在の市町村の概念で記入してもらおうということで御了解いただいたと思います。

ただ、これだけ議論があったということもありまして、おそらく相当混乱も生ずるだろうということで、くれぐれも5年前の住所を現住所に置き換える作業を注意深くやっていただきたいということでございます。それから、「調査票の記入のしかた」にも、どうしても分からなければ旧市町村の名称で書いていただき、調査実施者側において変換するというところまでございましたが、その点も注意深くお願いしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、第3次試験調査の実施状況につきまして、調査実施者から御紹介いただくことをお願いしていますので、御説明をお願いします。第3次試験調査は、先月6月12日時点で実施されたもので、これから調査関係書類が地方公共団体から提出されてくるところです。このため、本日御紹介いただける情報は限られたものになっていますが、その点は御理解いただきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

加藤総務省国勢統計課長 それでは、「平成22年国勢調査試験調査」について、一つは調査方法の部分、もう一つは記入内容の部分を用意しましたので、これについて御説明申し上げます。

今回の国勢調査につきましては、基本的な考え方として、国勢調査の実施に関する有識者懇談会の有識者の皆様方に御議論をいただいて、調査方法の多様化を図るべきであるという提言を受けました。調査方法の多様化により、調査実務がどうなるか、あるいは都道府県や市町村の方がうまく対応できるかどうかなど、いろいろな問題が出てくるということが想定されますので、試験調査につきましては、調査方法の多様化に伴う問題点を第一

に検証させていただきました。

そこでまず「提出方法別の回収状況」という資料でございます。一番上に第3次試験調査とありますが、これは現段階の中間報告です。その下に参考として、第2次試験調査と第1次試験調査の状況がございます。

下の方から順番に御説明申し上げますと、第1次試験調査はどのような調査方法で実施したかということですが、三つ目の「 」の「調査票提出の周知方法」を御覧ください。国勢調査の実施に関する有識者懇談会の報告では、郵送提出を基本とした調査の実施という御提言でしたので、郵送提出を基本として、世帯の希望により調査員へ提出することもできますという周知方法です。基本的には郵送で提出してくださいということで周知をさせていただいたということでございます。約2万4,000世帯を対象として調査を実施いたしました。所定期間内に提出のあった世帯のうち7割ぐらいが郵送で提出されたと、御理解していただければと思います。

私ども、国勢調査の調査方法を検討する上で、調査の期間といいますが、回収の期間はものすごく重要であると考えています。今回の集計でも関係するのですが、ある程度の短期間に回収できないと、速報人口集計に支障をきたすということがあります。例えば、調査票の回収期間から速報人口集計までの期間を3か月間とすれば、それは可能かもしれないのですが、従来、調査票の回収期間から速報人口集計までの期間を短期間で行ってきました。したがって、所定期間にどれくらい提出されてくるかということについて、一つの着眼点を置いているということでございます。

従来で言えば、所定期間に95パーセント以上が提出されてきたわけなのですが、第1次試験調査の所定期間のところを見ていただきますと、7割しか郵送では提出されなかったということです。郵送提出の場合は、調査員は訪問しないことから、回収状況は高くないだろうという予測をしたのですが、このような結果でしたということでございます。

郵送で提出してくださいと周知したけれども、調査員に提出されたというのが6パーセントほどです。

自らが市役所に調査票を持参したというのは、近くに郵便ポストがないなどの事情があるのだと思います。

その隣の欄に、所定期間に提出のなかった世帯とあります。これらの世帯からは、期間が過ぎた後、郵送で提出されてくることになるのですが、期間を一旦切った観点で見ると、調査票を提出した世帯は7割ぐらいで、2割程度の世帯からは調査票が提出されなかったということでございます。その下に内訳があります。

第1次試験調査で問題になったのは、所定期間の中で、ある程度、調査票を回収しなければ、速報人口集計に対応できないということがあります。郵送提出の場合、予想どおり、調査員が訪問しないので、調査票が提出されないということがあるので、郵送提出を前面にした調査方法は、全数調査の国勢調査では危険であるということがこれから読み取れま

す。しからばということで、調査員訪問によるメリットを活用することによって本当に所定期間内の回収率が上がるのかどうかということを確認しました。第2次試験調査では、2種類の調査票提出の周知方法を検証いたしました。強調周知型とありますのは、郵送で提出してくださいということです。それから、並列周知型は、調査員を始め、いろいろな提出方法がありますので、希望の提出方法を選んでくださいという周知方法です。

見ていただきますと、郵送提出を基本とした周知方法は、第1次試験調査とほとんど変わらない状況になってといます。いずれの提出方法でも結構ですという方法で実施しますと、調査員によるメリットが非常に大きいということです。調査員の効果が見られるということが、第2次試験調査の結果から読み取れるということでございます。

第2次試験調査においても、まだ所定期間内に回収できない割合が、現実に2割ほどあるということです。これを踏まえて、第3次試験調査においては、どのような方法で調査を実施したかについて説明します。第3次試験調査の部分の三つ目の「 」の調査票提出の周知方法を見ていただきますと、調査員に提出する方法のほか、幾つかの提出方法がありますという周知方法で実施しました。ただし、市町村における事務体制、フォロー体制なども踏まえて、このうちのどの周知方法を重点にして調査を実施するかについて市町村の裁量を可能とする方法で調査を実施しました。つまり、第2次試験調査と第3次試験調査との違いは、第2次試験調査までは国で一律の方法を定め、第3次試験調査は、その上で地域事情を勘案するという方法です。

第3次試験調査の結果では、所定期間内に提出のなかった世帯の割合が約10パーセントで、第2次試験調査より大きく改善しました。このことから、所定期間内に提出される割合が非常に高まったことで、多様な提出方法に基本を置きつつ、地域の事情を勘案した、地域裁量型とでも言うのでしょうか、そのような方法で実施するのがよいのではないかとというのが、この試験調査から読み取れるということでございます。

ただし、試験調査では、広報を実施しておりませんし、世帯では、来年の国勢調査では調査票を記入・提出するけれども、試験調査は勘弁してくださいという方も結構いらっしゃるのです。つまり、国勢調査では報告義務を課して実施しますし、広報も実施します。いろいろな支援策、フォロー策も講じることで、調査票の回収状況が上がると御理解していただければよいと思います。

いずれにしても、調査の実施方法としては、国で一律に決めるよりも、地域事情を勘案するという方法のほうがよいのではないかとということが、第3次試験調査の結果から、受けとめています。

ただ、そのような中でも、例えば、所定期間に提出された郵送の割合は全体で50パーセントです。一戸建については54パーセント、オートロックマンション等で70パーセント台と非常に高いのです。その一方で、ワンルームマンションなど単身者が居住する地域では低い。その他の共同住宅についても低い。一戸建地域は調査員に提出するという割合が

高いのですけれども、ワンルームマンションなどについても、調査員の役割が非常に大事になってきているということが試験調査の結果から読み取れるかと思えます。

若い人や独りで暮らしている人はなかなか郵送で提出していただけないので、やはり調査員が伺って、調査票を受け取りに行くことによって、所定期間の回収率が上がるのではないかと試験調査の結果から読み取れますので、このような方法で実施するのがよいのではないということでございます。

広報もしない、報告義務もない試験調査としては、予想以上に所定期間内に調査票が提出されているというのが私の率直な印象でございます。来年実施の国勢調査では、いろいろな周知広報や、報告の義務などを組み合わせることによって、ほぼ完全に近い把握ができると考えています。

もう一点、調査票の多様化の中でオンライン回答をどうするかという課題があります。第3次試験調査の結果を見ると、オンライン回答の割合は非常に低いです。全体を通じますと5パーセントですので、やはりこれは全国的に導入するというのは非常に難しく、将来に向けた布石として、平成22年調査において、どういった問題点があるのかを見るとこのような限定的な導入をせざるを得ないと思っています。以上が、提出方法別の回収状況でございます。

それから、「調査票の記入状況」です。第3次試験調査では、第1次試験調査、第2次試験調査を踏まえて、本番想定で調査事項の設定を行い、世帯のほう为正しく記入できるかどうか、あるいは調査事項を正しく理解できているかどうかなどについて、中間段階として集計したものでございます。

この表の見方ですけれども、一番左に世帯数とありますものが調査対象となった世帯数でございます。ただし、オンライン回答数を除いています。所定期間に集まったものに限って取り急ぎ集計したものですので、提出方法別の数値と少し世帯数が違ってきます。

その隣の総数のところに「1.8」とか、「0.03」や「0.01」という数値があります。これは、1世帯当たりどれくらいの記入不備があったかということを表しています。例えば、総数で見てくださいと、世帯数が約2万2,000で、1世帯当たり調査票全体を通して2か所ほど記入不備がありましたということです。

それを調査項目別に見たものが、次の右の欄以後でございます。例えば、氏名は「0.03」。記入漏れがこの程度あったと、とらえていただければいいわけです。

記入不備は、いわゆる個人情報として強く意識される事項に多く生じています。例えば、配偶者の有無が0.07件です。それから、5年前の住居の所在地も同程度ありました。いろいろなフォロー措置を執ることによって、また、「調査票の記入のしかた」の工夫によって記入不備の解消が可能であると考えています。

さらに、教育が0.21件で、これは少し高いと認識しています。これは皆様御承知のとおり、教育は非常にセンシティブで、記入したくないと思っている世帯が非常に多いということが記入漏れという形で出ていると御理解していただければよいかと思えます。

従業地・通学地のところも 0.12 件で、少し高くなっています。

それから、勤め先の名称は書きたくないという意識が高い項目の一つでございます。

一番右の電話番号は、記入不備があった場合に、市町村が電話照会するために設けているもので、調査事項ではありません。あくまでも参考にしていただければよろしいと思います。

全体として、1 世帯当たり、どれくらいの記入不備があるかということを見ていただきますと、それほど大きな数にはなっていないということです。ただ、そういった中でも、センシティブなものについては、ほかと比べて高くなっている。そこだけは「調査票の記入のしかた」などにおいて、いろいろ注意をしていきたいと思っています。

ただし、これは試験調査であり、また、世帯で記入した状態そのままのものでございます。来年実施の国勢調査では、指導員が検査して、漏れがあれば世帯に照会するなど、補完措置をいろいろ講じておりますので、実際の集計では、これより大幅に減少すると理解していただければと思います。

以上が試験調査の状況でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

第 3 次試験調査を行ってまだ時間がたっていないので、回収状況及び記入状況など限られたものでございますけれども、何か御質問があればどうぞ。津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 二つほど教えていただきたいのですが、この第 3 次試験調査の総数の中、地域特性別に分けられて区分がありますが、最後の「その他の共同住宅の地域」というのは、具体的にどのような地域なのでしょう。あるいは、残りは全部「その他の共同住宅」ということで、いろいろと混合しているのでしょうか。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 上から二つ目のオートロックマンションも、ある意味、共同住宅でございます。御質問の「その他の共同住宅の地域」とは、オートロックマンション以外の共同住宅です。いわゆる下駄履き住宅のような集合住宅です。

津谷臨時委員 アパートみたいなものですか。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 そうということです。

津谷臨時委員 もう一つお伺いしたいのですが、所定期間内に提出のあった世帯が分けられて、どういう方法で調査票が回収されたかが記載され、その残りに、所定期間内に提出のなかった世帯と記載され、括弧書きで聞き取り調査・期限後に提出等と記載されていますが、ここに最後まで提出しなかった、つまり無回答、ノーアンサーというのが含まれているのでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 おっしゃるとおりです。冒頭申し上げましたように、試験調査なので勘弁してくださいという方も結構いらっしゃいます。

もう一つ、来年実施の国勢調査ですと、報告義務があります。試験調査では「義務がありますか」と世帯から質問された場合、試験調査でトラブルになると、来年実施の国勢調査にも影響を与えますので、「試験調査では報告義務はありません。分かりました、来年

実施の国勢調査では調査票の記入・提出をよろしく願います」と回答しています。したがって、試験調査としては調査票が提出されないというものもこの中に含まれています。なお、現在でも、試験調査の調査票はぼつりぼつりと郵送提出されている状況です。

津谷臨時委員 なぜかといいますと、余り言い過ぎない方がいいとは思いますが、法律で国勢調査に協力することは義務とされていますが、試験調査ではそこまでは言えないというのはそのとおりだと思います。ただ、本当の意味での無回答がどのくらいか、私は最終的にそれが問題になってくるなと思っております。アメリカなどでも6割の線は何とか確保と言っていますが、あれだけ膨大な国家予算を使って、そんなものかという批判も相当出ているようです。試験調査と本調査では調査の性質が違うということは十分理解はしていますが、参考までに、どれくらい無回答があったのか、本調査ではもっと無回答の割合が低下することを望みつつも、できれば教えていただくと、今後の議論の糧になるのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 先ほど、所定期間内に提出がなかった世帯が14パーセントで、今回は試験調査ということで提出しなかったということですが、来年実施の国勢調査のときもワンルームマンションとか、そういう人はそういう可能性が高いと思います。その場合に、前のお話では、住民基本台帳の活用とか、マンション管理会社への質問ということで対応するとの説明でしたけれども、今後どのように対処するかという事務的な手続は確認しておいた方がよいと思います。

阿藤部会長 それについては、この後で、まとめて議論したいと思います。

ほかに、何か御質問等ございますか。では、これはこういうことで御報告があったということにしたいと思います。

それでは、前回に続きまして、調査方法等についての審議を行います。「審議事項一覧」の真ん中に、「封入提出方式の全面導入」、「郵送提出方式の併用」、「モデル地域におけるインターネット回答方式の導入」、精度確保のための措置として、今、早瀬専門委員から発言がありました「業務記録情報の活用の根拠の明確化」、「統計法第15条に基づく質問等の導入」といった項目がございます。これについて一括して議論します。

やや繰り返しになるかと思いますが、平成22年に実施する国勢調査では、調査方法を前回調査に比べてかなり変えることを予定していきまして、この変更によってプラスの影響とマイナスの影響の両方が想定されています。

マイナスの影響として、調査精度が悪化する可能性もありますが、これを防ぐために今回いろいろな措置を講じることとしています。具体的には、調査実施の段階で調査員が調査票を提出していない世帯に対してフォローアップを行う。審査の段階では、住民基本台帳等の情報を利用した補完を行う。それから、主にマンションの管理会社を対象として、統計法第15条に基づく質問を行う。これらにより最低限必要な情報を入手して補完を行う

ことにしているわけでございます。こういった調査方法の変更が適当か否か、変更によって予想されるマイナスの影響をフォローする措置が十分なものか否か、こういうことについて、総合的に議論いただきたいと思います。

それでは、御意見・御質問があれば、御発言をお願いします。

廣松委員、どうぞ。

廣松委員 今回、郵送、オンライン、調査員調査の併用ということですが、それは時代の流れとして致し方がないことだと思います。ただ、先ほど御説明いただいた試験調査の結果の現況を見ると、調査員の方の御努力というのはやはり不可欠だろうと思います。特に学生寮などの施設等に関しては、第3次試験調査でいくと、90パーセント以上は調査員の方の回収、それから、フォローアップも見ますと、8パーセントとか9パーセントの回収となっています。その意味で、今回の封入提出方式、郵送提出方式、インターネット回答方式の導入は致し方ないと思いますが、是非、調査員の方の努力が必要だということも強調しておきたいと思います。

ただ、今回、第3次試験調査の記入不備の資料も出していただいたわけですが、おそらく、これをもう少し細かく審査していくと、もう一度報告者の方に問い合わせなければいけないものが出てくるだろうと思います。封入方式の評価は現時点では、試験調査の結果のみからは言いにくいようですが、少なくとも提出方法の併用ということを考えて、何とか持ちこたえられそうかなという印象を持ちます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

嶋崎専門委員、どうぞ。

嶋崎専門委員 今の廣松委員の御発言と関連するのですけれども、オンライン回答の場合には、全部を回答しないと送信できないという方式なのでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 今はそういう考え方でやっています。途中では送信できないようになっています。

嶋崎専門委員 それで、先ほどの第3次試験調査の資料では、オンラインの部分に記入不備がないということですか。

加藤総務省国勢統計課長 そういことです。

嶋崎専門委員 分かりました。そうしますと、オンラインでの回答はかなり少なくなるかと思うのですけれども、本番もそのようになさるのでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 条件を今回と全く同じにするか、一部未記入でも送信できるようにするかという選択肢はあると思うのですけれども、報告義務がある調査ですので、基本的には書くべきところに回答がないものは送信できないという考え方になると思います。

阿藤部会長 津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 やはり調査票の提出方法を多様化していくというのは、これは方向性としては避けられないものであると、これが統計委員会の御意見でもあると思いますが、私

もそう思います。ただ、先ほど廣松委員がおっしゃったように、基本というか、調査員が回収しに来るというところを崩してしまっただけではないと思います。つまり、主力を郵送にシフトするとなりますと、根幹が崩れてきてしまいまして、ここに言う並列周知型は結構なのですが、基本は調査員、それで無理ならば郵送、もしくは都合がよければオンラインで回答してもらおうというふうにしておきませんと、全数調査である国勢調査のある意味、レゾンドテールが問われてくることになりかねません。外国などでも、郵送調査になってしまうと、回答率が大きく低下して、また回答の不備も多くなっています。これは人間の心の持ち方だと思うのですが、大変マンパワーがかかることではありますけれども、最も我が国の大切な基幹統計調査中の基幹統計調査ですので、ここは崩していただきたくないと思います。

もう一つ、調査員が大事だと思うのは、これから我が国はますます超高齢化してまいりますと、どうしても何かあったときに調査員に来てもらって、そこでいろいろなことを聞いたり、場合によっては手伝ってもらったり、読んでもらったり、ある意味、人間のケアが今後も必要になってくると思います。一回やめて、そこからシフトしてしまいまして、そこに戻っていくこともなかなか難しくなってくるかなと思います。

ただ、高齢化は進行しているのですが、同時に非常にインターネットの影響力が大きくなっていて、年齢層、地域、そして居住の仕方に関係なく、オンラインというのはいつでも回答できますし、自分のプライバシーが保てますし、何かエクストラなことも必要ありません。おまけに、初期コストはかかるとは思いますが、なるべく答えやすい画面にしていくということはあると思いますが、ある意味、パーフェクトなものを作成しますと、もうまくはまれば、ここでもいい回収が期待できると思います。特に若い方などは、何でもいいからすぐインターネットでチェックしてしまうということもあるようです。2010年の国勢調査で、どれくらいインターネット回答に重点を置くかということは別にして、長期的にはこちらの方にも開発と、それから、拡充をしていくことがよろしいのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

確認ですけれども、第3次試験調査の説明で、「調査員提出のほか」と記載されていますが、これは調査員提出が基本で、そのほかもあるという位置付けなのか、あるいは、横並びということなのですか。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 世帯への示し方は、ここに書いてございますとおり、どれを原則ということではなくて、並列的に表記し、いずれかの方法を世帯の方が選んでくださいという示し方です。例えば、郵送提出が原則と言ってしまうと、調査員が回収に行くことはできなくなってしまいます。ですから、第3次試験調査では、世帯の方が選べるという周知の仕方ですから、当然、調査票回収期間も調査員が訪問いたしました。津谷臨時委員、廣松委員がおっしゃったような、調査員が配布、回収ともに世帯を訪問し、最

低でも1回、調査票の提出促進を図ることになっています。

加藤総務省国勢統計課長 郵送を導入することによって、調査精度が下がるのではないかと御心配の向きだろうと思います。調査員の役割の大きなものとして、配布の段階は居住確認をする。もちろん、世帯に会えない場合はありますけれども、調査員には、それでも周辺状況から、居住者の有無、また、どの人をどこで調査すべきかということ把握するという非常に重要な役割があります。配布のときに、「私は郵送で出します」と言ったとしても、回収の段階で調査員が実際郵送したかどうか確認するなど、関与するということです。したがって、回収の段階でも調査員が全く調査に関係しないということはありません。全部の世帯に何らかの関与をするということです。そうしないと、精度をなかなか確保できないだろうと思っています。

阿藤部会長 分かりました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これにつきましては、前回は調査実施者から丁寧な御説明があったところですが、前回の調査と違って、今回、封入提出方式の全面導入を行う、これはプライバシーへの配慮ということですが、提出方法としては、いわば並列型。ただし、今、御説明がありましたように、調査員が必ず配布時点と回収時点で1回は世帯を訪問する。もちろん、会えない場合がありますけれども、それが原則です。調査員回収のほかに、郵送提出方式、モデル地域でのインターネット回答方式を新たに導入するというところで、これについては、今、津谷臨時委員から御発言があったように、まだ非常に少ない回答率ですけれども、やがてこれから若い人を中心に増えていく可能性もあるので、将来に期待するという意味もあるのではないかと御意見もございました。

それから、今回は御意見が出ませんでしたけれども、業務記録情報の活用、特に住民基本台帳による補完ということも、これまでも現場では現実に行われていた部分がありますが、今回、根拠を明確にするということとしていまして、これらの措置によって基本的な事項は埋めることができるということでございます。

さらに、ワンルームマンションのように調査が非常に難しい場合に、マンションの管理会社に質問できる。これも法的な根拠をはっきりさせていまして、それによって、調査内容について、基本的な事項については補完することが可能である。全体として、プライバシーを保護しつつ、しかし、調査内容の記入が落ちないように、そういうことの新機軸をいろいろと合わせて、全体として調査の精度を確保しようということとしていまして、これについて、この部会では全体として御了解いただけたということによろしいですね。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 次に、一つ残りました「コールセンターの設置」でございます。これは、調査方法の変更に伴い増加する市町村の事務負担を軽減するために、民間事業者を活用して、調査に関する照会に対応するコールセンターを設置するという考えでございます。こ

れについて、調査実施者から何か説明ございますか。

加藤総務省国勢統計課長 コールセンターについてですけれども、私、労働力人口統計室にいたときに就業構造基本調査の経験も少しありますので、併せてお話しさせていただきます。

基本的には、コールセンターに限った話ではないのですけれども、自治体の職員が減っていることから、業務量を少しでも軽減するということは絶対に考えなければならないことだという大前提があると思っています。そういった中で、国勢調査全体の事務量は変わらないし、むしろ増えていく方向にあるのだらうと思います。調査方法の多様化もそうです。

国勢調査における過去の例からしても、調査期間中の照会が非常に多いのです。自治体への照会は、統計局よりもはるかに多いです。統計局でも、1日何千件の照会があります。照会の内訳を見ていくと、定型的なものと、それから、トラブル的なことと、大きく二つに分かれます。

定型的なものというのは、「いつの時点で書けばいいのですか」や、「だれに提出すればいいのですか」といった簡単なものです。このほか「調査事項はどういう趣旨なのでしょう」、「この場合はどう書けばいいのでしょうか」、そういったものも結構あります。平成19年に実施しました就業構造基本調査では、コールセンターを導入いたしました。その結果、定型的なものが非常に多いということでした。先般の住宅・土地統計調査でも同じような状況でした。

都道府県や市区町村の評価は、調査期間中、そういった定型的な質問に対してコールセンターで対応していただけると非常にありがたいということです。要するに、市町村への照会事務が減り、減った分を現場でのトラブル対策などに時間を割ける。要するに、調査員指導や、世帯での対応が充実できるということで、大変評価されているという現実があります。就業構造基本調査と住宅・土地統計調査で実証されているということでもあります。国勢調査ですと量の問題がはるかに増してきますので、これは是非とも設置させていただきたいし、設置する必要があると考えています。

阿藤部会長 ありがとうございます。

ということでございますが、何かございますか。

廣松委員、どうぞ。

廣松委員 私も、コールセンターはこれからの統計調査に必要となる措置だろうと思います。また、先ほど御紹介がありましたとおり、ほかの幾つかの調査でも経験があり、もう一つ別の観点からは、民間事業者の活用という意味からも、今後こういう措置を考えていかなければいけない。その意味で、おそらく国勢調査の場合には、かなり大規模な、今までの調査とは比較にならないものにならざるを得ないと思いますが、将来のことも見据えて是非成功させていただきたいと思います。これは要望ですが、対応の仕方等に関して、マニュアル等、かなり整備していただかないと、かえって逆効果になることもあるように

思いますので、その点は十分御留意いただければと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 国民が実際に電話で聞く場合に、コールセンターで聞くのか、市町村で聞くのかというのは、前もって分かる形になっているわけですか。それとも、市町村に電話をかければ、内容によって自動的にコールセンターにつながるのか、その辺をお聞きしたいのです。

加藤総務省国勢統計課長 これから決めることですが、世帯に配布する書類の中に、調査の内容などについてはこちらへおかけくださいという記載を行い、電話番号としてはコールセンターの番号を記載するというような感じになると考えています。

阿藤部会長 津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 コールセンターは、全国一律、つまり、1か所に設置して、特に定型的な調査票の内容ですとか、答え方に関する質問は全部そこで受け付けるのですか。それとも、ある程度地域ごとに置くのですか。なぜそのようなことを聞くのかといいますと、そういう判断をしないで、とにかく電話をかけてしまうということになりますと、例えば、地域の調査員に関することまで照会を受け付けてしまうと、ゴチャゴチャになる可能性があります。もし、それを全国一律のところにかけても、おそらく、らちが明かないと思いますので、回答者の方にそれを仕分けさせることがどうなのか、やってみないと分からないように思うのですけれども、今まで調査でコールセンターを設置した経験はあるとしても、それは規模が知っているわけで、全数調査である国勢調査で、具体的にコールセンターをどこに置くということまでお考えであるならば、お聞かせいただきたいと思います。

加藤総務省国勢統計課長 最終的にはこれから自治体の皆様と御相談してということになる部分はあるのですけれども、例えば、今までのコールセンターを設置した調査の例で申しますと、調査の内容などに関する問い合わせについては、コールセンターの電話番号を表記しました。それから、調査票がまだ届いていないとか、あるいは調査員に連絡を取りたいという場合は市町村の連絡先を表記しました。このように二つの連絡先を記載しました。コールセンターについては、調査の基本についてきちんと答えてあげるのが実施者の役割だろうと思っていますので、できれば国勢調査でも全国一本のコールセンターでいきたい。津谷臨時委員がおっしゃったように、地域事情の問題もありますので、そういったことについて、例えば、大都市の中に設けるかどうか、これはこれから自治体の皆さんと御相談というふうに考えています。

津谷臨時委員 いずれにしても、コールセンターは必要だと思いますし、大変いいアイデアなので、設置する必要があるかと思っています。

阿藤部会長 全国一本ということは、1社でやるという意味ですか。

加藤総務省国勢統計課長 基本的にはそういうふうに考えています。オペレーターをどの程度とするかなど、検討すべき点はありますけれども、専門にやっているところだと、

何百人、何千人も可能という会社もあるようですので、できるだけ1社で設置したほうが統一的な対応ができるということです。そういうのを考えていきたいということです。また、地域事情をどう勘案するかについては、いろいろな実態がありますので、御相談していきたいと思っています。

阿藤部会長 このコールセンターについてはよろしいでしょうか。それでは、住宅・土地統計調査や、就業構造基本調査で既にコールセンターの設置を経験済みということで、市町村の評価も大変高いということがございました。もう一方で、民間事業者を活用するという政府の方針にも合致しているということもあって、マニュアルをきちんと整備するという事も踏まえながら、このコールセンターを活用していくという統計局の方針について、御了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、これについては議論を終えます。

「審議事項一覧」の右の方に「多様な調査方法の導入等の検討・研究」という項目がありますけれども、これは旧統計審議会において、平成17年の国勢調査の計画を審議した際に、今後の課題として指摘されていることですが、この中で、外国人に対する調査方法の検討ということもあります。これにつきましては、第1回の部会で早瀬専門委員からも、外国人や学生の把握方法についての御意見をいただいています。

また、調査の漏れや重複に関連しまして、第1回の部会において、野村委員からは、ネットカフェなどで生活している人の把握方法についての質問、また、国立社会保障・人口問題研究所からは、老人ホーム等に入所している高齢者の把握方法についての御質問をいただいています。

封入提出方式の全面導入、郵送提出方式の導入など、調査票を提出しやすくする環境を整備したとしても、調査対象を正確にとらえることができなければ、これらの効果が十分に得られないおそれがあります。

同様に、国勢調査に関しましては、報告義務があるということを経済に理解していただかないと、調査票を提出しやすくする環境を整備したとしても、調査票の提出につながるおそれもあるということがございます。調査の漏れや重複の問題、報告義務の周知方法等に関しましては、前回又は前々回の部会で調査実施者からは方針を示していただいているところがございますが、改めて何か御意見や質問があれば、御発言をお願いしたいということがございます。

野村委員、どうぞ。

野村委員 外国人の調査に関しては、例えば、教育とか、制度的な側面に強く縛られるようなものはなかなか記入しづらい部分があるのかもしれませんが、調査票そのものは、日本語以外の調査票も準備されているのでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 前回の調査では、約20言語の調査票の翻訳を用意しました。これにより、9割以上の外国人の自計回答がカバーできています。また、最近の状況を調

べて、平成 22 年調査において、どのくらいにするかについて今後考えていきます。

野村委員 外国人用の「調査票の記入のしかた」も併せて用意するのですか。

加藤総務省国勢統計課長 はい。

阿藤部会長 廣松委員、どうぞ。

廣松委員 それは大変重要なことだと思います。確認ですが、調査員の方は、外国籍の方もなれるのですか。

加藤総務省国勢統計課長 今度の国勢調査はどうするかという点は未定ですが、これまでは対応しています。

廣松委員 特に調査員の方の国籍条項はないと考えていいですか。

加藤総務省国勢統計課長 そうです。ただ、できるだけ日本人の調査員とチームを組むような配慮はしています。例えば、外国人と日本人が混在している地域もありますので、日本人の調査員と一緒に訪問することや、トラブルがないように具体的な指導をするなどして対応しています。

阿藤部会長 嶋崎専門委員、どうぞ。

嶋崎専門委員 障害者の方用の調査票は、拡大文字調査票と点字調査票があるのでしょうか。その 2 種類でしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 前回の調査ではそのとおりです。

嶋崎専門委員 今回 2 種類を用意するということですか。

加藤総務省国勢統計課長 はい。

阿藤部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、前々回の部会でも御議論がありましたけれども、外国人については、その国の言語による質問票を準備する。調査員として外国人を任命することも可能性としてあるということで、円滑に進めるということでございます。

ホームレス、インターネットカフェという非常に調査が困難な事例についても、前回も前々回も同様に、できる限り調査するように努力をしていらっしゃると思いますが、今回もそのように努力をするということで御議論がありました。

それから、今日は御議論がありませんでしたけれども、報告義務等の周知ということも、統計法施行令において求められていますので、必ずどこかでそれを周知するということは是非お願いしたいと思います。

それから、罰則規定もどこかには書くということですね。

加藤総務省国勢統計課長 はい。

阿藤部会長 これも一応、統計法施行令で求められていますので、きちんとどこかに書く。余り前面に段平を振りかざすということは避けたいというのが実施者の意向でございますけれども、そういうことでございます。

ということで、調査の漏れ、重複への対応、報告義務等の周知という調査実施者側の方針について、御了解いただけたということによろしいでしょうか。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 最近は不法超過滞在の外国人は少なくはなっていますけれども、それでも10年以上住んでいる非合法の人もいます。国勢調査は、その方たちの取締りのために行うものではないことから、別に逮捕しないというふうには言えると思うのですけれども、実際どういうふうに対応されるのか、何か考えていらしたら教えていただきたいのです。

加藤総務省国勢統計課長 国勢調査では、外国人に限った話ではないのですけれども、実態を調査するものであることを周知しています。一番心配なさるのは、警察に通報されるのではないかとということです。したがって、過去に入国管理法が改正されたときも、そういうことをきちんと御説明をしまして、実際、それらしき方もきちんと調査されています。多少漏れはあるとは思いますが、それは余り心配はしていないところです。

今度、住民基本台帳法の改正で外国人に対する扱いが変わってきますので、関係機関とも連携を取りながら、どういった方法で調査を実施するかということについては、いろいろ考えていきたいと思っています。あくまでも実態を調査するものであり、個人の内容がどこかに漏れるということは絶対ありませんということを強く周知していきます。これは従来も行ってはいますが、その方針は一切変わらないということです。

阿藤部会長 津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 アメリカの人口センサスを思い出しました。もちろん、アメリカはすごい数の外国人、非合法外国人労働者、移民を抱えているわけですがけれども、そのときに何をやったかという、コミュニティのネットワークで、人口センサスに協力しても絶対に漏れません、絶対に警察には言いませんというお触れを回しまして、とにかく何とか答えてもらいたい、絶対に法にかかわってくるような役所には何も言いませんからということは何度も広報した。何せ数が大きいですから、日本はおそらくそれほどのことはしなくてもいいとは思いますが、外国人の方が割と集中していらっしゃる市町村というか、特に市は多いです。そうしたら、コミュニティセンターのようなところにネットワークがあるようなので、そういうところに、人口センサスをやります、これは絶対に通報されることはありませんので御協力をという形でお触れを回されるとよろしいかなと思います。

加藤総務省国勢統計課長 津谷臨時委員がおっしゃったことに関連するのですが、私どもでは、調査に関わりの深い方々から助言を得るために、関係者会議を開催しています。その中の大きな事項の一つに外国人の調査方法の検討課題がありまして、関係者会議の構成員から、津谷臨時委員が御提案なさったことも含め、このようなツールがあります、このようなことが有効ですという助言を受けています。こうした助言も参考にして、今後具体的な方策を検討していきたいと思っています。

阿藤部会長 それでは、正規の外国人はもちろんですけれども、非正規の場合は特に難しいので、常住外国人人口としていかに把握するかという方法の一環として、いろいろな周知をしていただきたいと思っています。

それでは、「審議事項一覧」に「集計事項」というところがございます。この「集計事項」に関する項目のうち「集計事項の拡充」は審査メモの3ページになりますが、これについて、非正規雇用に関する集計や、高齢者に関する集計、平成の大合併以前の市町村単位による集計といったことを拡充するという御理解いただいていると思います。

それから「公表時期の早期化」は審査メモの5ページになりますが、下の方に、職業等基本集計については公表時期を早期化する。早期化することについては特に問題ないと思いますので、これについて御異論はないと思いますが、第1回目の部会で早瀬専門委員から御指摘がありました「外国人」に関する集計の充実がございます。これについて、調査実施者から御説明をお願いします。

加藤総務省国勢統計課長 まず、集計について、概括的なお話をさせていただきたいと思います。資料3-1です。

資料3-1で、集計について、基本的に私どものスタンスを整理させていただいていますので、これについて御説明申し上げます。

人口から見た社会経済が非常に変化しています。そのうち、人口や世帯、基本的な部分についても変化がありますということが左に書いてあることでございます。

一方で、ICT技術が非常に進歩しましたので、統計の使い方も変わってきています。ユーザーが自由に使える度合いが高まっている。その二つの大きな側面がありまして、それに対応するような形で集計関係を考えているということでございます。

その内容については下に書いてあるとおりでございます。幾つかの例を挙げています。まず、少子高齢化の関係の充実をしますということです。雇用関係では、調査事項とも関係してきますけれども、正規・非正規職員等による雇用状況について把握します。あるいは、派遣労働者の働いている産業別の就業者数を集計しますということが書いてございます。

そういった中で、外国人の増加に関して、集計の内容が欠けているのではないかと早瀬専門委員からの御指摘をいただきました。

ICTの利用の観点から、インターネット主体の提供方法に変えますということです。報告書はもちろん作るのですけれども、インターネットによる提供方式に変えるということです。

それから、市町村合併に関する記述がありますけれども、平成12年時点、平成の大合併が進む前の時点での集計も行いますということでございます。

資料3-2には、その具体的な内容を掲げていますので、御覧いただければと思います。御質問があればお答えしたいと思います。

資料3-3については、御指摘いただいた外国人の集計に関して、教育に関する資料です。外国人が2パーセントにもなってくると、非常に重要なウェイトを占めるということもありますし、労働力不足をどうするかといった重要な政策議論にもなっていますので、重要なステータスだろうと思っています。統計としても大事だと思っていますので、資料

に掲げてあるような教育に関する統計表を作成しようと考えているということでございます。

資料3 - 4については、集計体系についてでございます。この集計体系の中で見ていただきますと、人口速報集計について、集計内容は人口・世帯数に限定する、また、公表時期を1か月か2か月程度延伸しますということです。それから、産業別の集計が少し遅れるといったようなことです。そういったことについて議論になったのではないかと思います。

私の方からもコメントさせていただきますと、人口速報集計については、郵送提出方式を併用することに伴い、フォローする期間も含めて、集計までの準備期間がどうしても必要になってきます。男女別人口まで集計できればそれに越したことはないし、私どももそれが理想であると思っていますけれども、結果の精度、あるいは速報人口の一番大きな利用として、選挙区の画定を挙げることができますが、速報値と確定値が余り違うと、別の問題を起こすということもありますので、苦渋の判断をしていると御理解いただければと思います。これが決していいと思っているわけではなくて、調査方法の変更に伴って、精度を保つための安全面を見た上での苦渋の選択をしていると御理解いただければと思います。

それから、産業別の集計関係なのですけれども、これもできるだけ早く公表したいと思っています。しかしながら、調査方法の多様化に伴って市町村事務の負担を軽減するという観点から、産業大分類格付をすべて国に引き上げるということになってきます。これにより、公表時期が延伸します。一方、産業大分類格付を国で一括して行うことによって精度が高まることが想定されます。公表時期が延伸するということはありませんが、精度向上が期待されることとの関連で御理解いただければと思っています。

以上のとおりでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

集計事項の拡充ということで、外国人に関しては今、御説明がありました。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 外国人について、最初にお願ひしたように、教育とのクロス集計を行っていただくということで、非常に感謝しています。やはり利用価値は非常に大きいと思います。

それに一つ加えて、もし可能であれば、最近、外国人が多数解雇されて、子どもが学校に行っていない人が増えています。それも大きな社会問題になってきて、実際に外国人はほとんど就労のために来ているので、15歳以上でいいような感じはしますけれども、もし可能なら、6歳以上の就学状況が加わると、ここでは最終卒業学校で、15歳以上になっていますけれども、日系ブラジル人とか、アメリカ人とか、子供を連れて来ている人もいますので、もし可能なら、就学状況も検討していただくとありがたいと思います。

もう一点、外国人について、国籍が12区分になっています。確かにすべてを出すと本人

が特定されるということはあるのですけれども、全国の統計だけでも、日本に一体どれだけの国籍の人がいるかを見るときに、法務省入国管理局の統計で見られないわけではないのですけれども、常住している国籍がどのくらいかというときに、国勢調査に依存せざるを得ないので、もし可能であれば、検討していただければと思います。

あと、もう一点だけ、職業・産業分類で就業構造は非常によく分かっているのですけれども、今回、調査事項を減らしていますので、企業統計の調査とリンクして、実際に自分が勤めている先の企業名は書くわけですから、それが大規模か、中規模か、そういうのが分かると、大規模にどれだけの人が勤めていて、人口の状況も分かるので、もし可能であれば、そのことも検討していただきたい。

以上です。

阿藤部会長 今、お答えできますか。

加藤総務省国勢統計課長 資料3-4では、基本的な集計体系をここに掲げてございまして、国勢調査の基本的な結果をきちんと世に提供することが大事だと思いますので、まず、これはきちんと行いたいということです。

(1)のところを見ていただきますと、これで全部終わりということではありません。これから先々のいろいろなことについて、今、全部決めるというのは正直言って無理な部分がありますので、これからいろいろな御要望や社会経済情勢の変化を踏まえながら、追加的な集計を行っていくことにしていますので、早瀬専門委員の御指摘のところは、この範ちゅうに入るかと思えます。

ただ、1点だけ、これは本当に真剣に悩まなければいけないと思っているのは、国勢調査では企業名は直接的に使うという形にはしていないのです。国勢調査でなぜ勤め先を記入しなくてはいけないのかと、忌避感のある項目なのです。ほかに、例えば、企業規模であれば、労働統計でいろいろあるわけです。その関係でどうなるか、非常に悩ましい問題ということで答えさせていただきます。

阿藤部会長 早瀬専門委員から発言のあった15歳未満の就学状況については、今の計画にはないけれども、追加でオンデマンド集計というのか、そういうことでは可能ではないかということです。

国籍も、12区分を超えて、全国籍について、表章しようと思えばできるわけですので、それもまた特別にオンデマンドでお願いするとか、そういうこともできなくはない。いわゆる既存の報告書ベースの集計表にはなかなかかなりにくいかもしれないということです。

それから、企業名については、非常にセンシティブな問題なので、ここで了解しましたとはなかなか言えないということでございます。

廣松委員、何かありますか。

廣松委員 別の論点ですが、「審議事項一覧」の「その他」のところにもかかわることですが、特に社会福祉施設等のところはおそらく今後いろいろな意味で社会的に関心を集めるところだろうと思います。

さらに、別件ですが、住民基本台帳に基づく人口・世帯数と、国勢調査に基づく人口・世帯数を比較すると、人口にはほとんど差異がないのですが、世帯数についてはかなりの差異が生じている。世帯というのはかなり社会的な現象という側面もありますから、そのときの社会状況等に左右されることは致し方ないと思います。資料3 - 5の5ページ辺りに、「施設等の世帯」の種類という項目がありますが、それらに関する項目の拡充も是非お願いできればと思います。

阿藤部会長 その点につきましては、今日の部会の最後の方でそれを審議しようと思っていますので、そちらに回させていただきます。

ほかにございますか。では、よろしいでしょうか。集計事項の拡充という点では、外国人に関する集計を、資料3 - 3のような形で追加する。それ以外については個別に対応ということで御理解いただいた。

それから、公表時期については、遅れるものもあり、早まるものもある。遅れるものについては、とりわけ調査方法が多様化して全体を総括するまでに大変手間がかかって、拙速でやると最終確定値と大きく不一致が生ずるというのは大変好ましくないということで、特に速報集計については、従来よりも遅らせても正確を期するというにしたいというところがございます。あと、産業別の集計等が若干遅れる可能性があるというお話でございましたが、これらについて特に御異論がなければ、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、そういうことで御了解いただいたということにしたいと思えます。

社会福祉施設等は後の方でと申し上げましたが、先ほどの廣松委員の御指摘は、資料3 - 5の5ページの「施設等の世帯」の種類の区分に関することなのですね。

廣松委員 少し舌足らずだったかもしれません。申し上げたかったことは、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者です。それ以外の寮、自衛隊、矯正施設等はある程度明確かと思いますが、病院・療養所及び社会施設のところに関して、可能であれば、もう少し細かくできればと思ったということです。

阿藤部会長 今、答えられますか。

加藤総務省国勢統計課長 施設の種類のうか、世帯の定義とも絡んでくるのですけれども、にわかに対応するのはなかなか難しいと思っています。統計全体としてどうするか、国勢調査はフレームを与えています。御指摘のことは非常に重要な要素だと思っていますので、世帯の定義との絡みで研究的なものとして、試験的な集計をやってみて、どういったことができるかどうか、それは大きな研究事項として取り上げていきたいと思っています。

阿藤部会長 先ほどの廣松委員の御指摘は、住民基本台帳と国勢調査の関係を指摘するものですが、世帯統計に関しては、そもそも世帯をどう定義するのか、なかなか難しい問題があります。今すぐ国勢調査で結論を出すといっても、今までどおりやるしかないということです。ただ、これは前に基本計画を検討したときにも多分議論があったと思います。

世帯というものが非常に多様化しているとか、それをどうとらえるのだということがだんだん大きな問題になってきているので、施設と世帯の関係とか、あるいは世帯そのものを更にどういうふうにかえたらいいのかとか、その辺も含めて、今、お話があったような検討会、研究会などにおいて、今後の課題として検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 私どももそのような認識でいます。

阿藤部会長 ということで、今回については、一応、これでいきたいということです。ただ、前にも確かありましたけれども、自宅と施設内におけるダブルカウント、重複にならないようにということは、調査員の方にも注意として喚起しておいていただきたいということだと思います。その点はよろしくお願いします。

それから、「審議事項一覧」の右の欄に「調査結果の多様な利用」ということがありまして、審査メモで言いますと7ページの項目があります。これに対しましては、第1回目の部会で廣松委員から、国勢調査における匿名データの提供の考え方についての質問があって、これについて調査実施者から回答を頂いています。これは、オーダーメイド集計については、もう実施しているけれども、匿名データの提供については、平成22年の調査が終わってから検討するというふうな御回答を頂いていますが、これについて更に何か御質問等ございますか。よろしいですか。それでは、そういう統計局側の方針に沿って御検討をお願いしたいと思います。

前回部会の結果概要の説明でも触れていますが、前回部会で早瀬専門委員から、未記入の調査事項や集計段階における「不詳」の取扱いについて問題提起がございました。これについて、もう少し何か御意見等があれば、ご発言をお願いします。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 ここに示されているように、未記入の場合は「不詳」という形で処理されるということで、それは結構だと思います。配偶関係などで、このごろ、離婚に対する抵抗は余りないのですけれども、40代、50代で未婚と答えたくないとか、そういうので「不詳」になることがあると思います。その場合、未記入は「不詳」と扱われるということで、結構だと思います。

阿藤部会長 特に配偶関係について、人口学者が少し注目しているところがあって、未記入等について、きちんと「不詳」扱いにする。答えたものだけについての回答で分析をすることができるようにしてほしいということでしたけれども、そういうふうにするということで前回御回答いただいたということですのでよろしいですね。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 1点だけ補足させていただきたいのですけれども、今まで調査票が提出されて、当然、調査員の段階、指導員の段階、あるいは市町村の段階で未記入のものはできるだけ補完していきまして、それでも未記入で残ったものについて、集計段階でも、明らかに合理的に分かるものについてはデータの補完を行ってまいりました。それは国連のいろいろなマニュアルなどでもそういったことが推奨されています。そういっ

たものにとつて補完する部分については、今後も適切にやっていきたいと思っておりますけれども、その中で補完できないものについては「不詳」にしていくという流れでございます。

阿藤部会長 よろしいですか。それについては、そういうことでお願いしたいと思っております。

「審議事項一覧」の真ん中に「使用する統計基準」というところがございます。審査メモでは5ページの一番下から6ページにかけてになります。これについて審議を行いますが、統計基準とは何かについて、余り詳しく説明する時間はありませんが、簡単に事務局から御紹介をいただきたいと思っております。

浜東総務省統計審査官室調査官 簡単に説明させていただきます。国勢調査では、産業及び職業に関する集計が行われています。統計において産業・職業に関する分類を行うに当たっては、他の統計との比較を容易にするため、統計基準が設けられています。産業の分類につきましては、日本標準産業分類というものが統計基準として設定されています。

職業の分類に関しては、日本標準職業分類というものがございまして、こちらにつきましては、統計基準として設定するため、現在、統計委員会で審議が行われているところで、8月には答申が頂ける予定となっております。

日本標準産業分類を使うに当たっては一定のルールがありまして、そのルールにのっとらない使用の場合には、調査計画の承認と併せて、私どもの承認を受けなければならないという形になっています。

今回は、既に統計基準として設定されています日本標準産業分類を例に、説明させていただきます。「日本標準産業分類の適用の考え方」をご覧ください。

基本的には、産業分類というのは、大分類、中分類、小分類と分かれていまして、日本標準産業分類を使用する場合、大分類については、そのとおりに使っていただくということになってございます。平成19年に日本産業分類が改定されています。

今、資料の6ページに例5がございますけれども、こちらで説明させていただきたいのは、まず、平成19年の日本標準産業分類の改正で、「卸売業，小売業」という大分類の下に、「無店舗小売業」という中分類が設定されました。この例で言いますと、大分類の「A業」が「卸売業，小売業」と考えていただければと思います。中分類の「a業」を「無店舗小売業」と考えていただきたいと思っております。

この「無店舗小売業」と申しますものは、飲食料品を販売しているところにも存在いたします。例えば、インターネット等で食品を販売しているようなところです。それから、洋服を販売しているところについても、「無店舗小売業」というものは存在します。しかし、平成19年に改正された日本標準産業分類では、「無店舗小売業」として一つにまとめるといふ分類にしています。

しかし、今の国勢調査の調査票の中からでは、飲食料品を販売しているけれども、それを無店舗で販売しているかどうかという、細かい区分までは把握できないという形になっ

ています。これを把握するためには、調査事項を更に追加していかなくてはならないということになります。

報告者負担などを勘案し、平成 22 年国勢調査の集計における「無店舗小売業」の取扱といたしましては、資料の「a 業」の「無店舗小売業」の下にある「a₁業」を、例えば、「飲食料品を販売する無店舗小売業」とし、また、「b 業」を「飲食料品小売業」という中分類といたしますと、「飲食料品を販売する無店舗小売業」については、「無店舗小売業」として区分するのではなく、「飲食料品小売業」の中に含めてしまう。更に、「a₂業」を、例えば、「衣服等を販売する無店舗小売業」と、「c 業」を「織物・衣服・身の回り品小売業」という中分類と考えますと、「a₂業」を「c 業」に集約して考えるという形になっています。本来でありますと、これは日本標準産業分類の使用のルールにのっとりない方法でございますけれども、先ほども申しましたように、報告者負担等を勘案した結果、現段階では、この形での使用を承認しようと、私どものほうでは考えてございません。これが 1 点でございます。

それから、資料の 7 ページの例 6 を見ていただきたいと思います。平成 19 年の日本標準産業分類の改定のときに追加された項目でございますけれども、ほとんどすべての中分類に小分類として、「管理，補助的経済活動を行う事業所」が追加されてございます。これは、製造等の営業活動を行わない、いわゆる本社や、倉庫などです。

資料の「A 業」を「卸売業，小売業」と、その下の「a 業」を「織物・衣服・身の回り品小売業」と仮定いたします。さらに、資料の「a 業」の下に「a₁業」、「a₂業」、「a₃業」とございますが、この「a₁業」を「管理，補助的経済活動を行う事業所」と、「a₂業」を「婦人・子供服小売業」と、「a₃業」を「靴・履物小売業」と仮定します。

さらに、「a₁業」の「管理，補助的経済活動を行う事業所」の内訳として、「a₁-業」として婦人・子供服の販売を行っている企業で、管理、補助的経済活動を行っている事務所、「a₁-業」として靴・履物の販売を行っている企業の、管理、補助的経済活動を行う事業所と仮定します。平成 22 年国勢調査では、「a₁業」のうち「a₁-業」を「a₂業」に集約して「業」とし、「a₁-業」を「a₃業」に集約して「業」とすることとしています。

このような集約は日本標準産業分類の使用のルールにのっとりない方法でございますけれども、先ほど「無店舗小売業」のところでも申しましたように、ここまでの細かい事業の把握を行うためには、現在の調査事項では足りないということを勘案いたしまして、今回はこのような集約を認めようと考えてございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

「無店舗小売業」という、インターネットで販売を行っているようなものと、「管理、補助的事業所」という、管理的な業務だけを行っているようなものについて、どう扱うかということございまして、この二つについては、それを特定しようと思うと、質問を追加する必要があるということで、そういう分類は設けずに、従来のような業態に応じた分

類にするという御説明だったと思いますが、調査実施者の方から、何かこれについて追加ございますか。

加藤総務省国勢統計課長 世帯側から調査する場合に、本当に正確に把握しようとする、調査事項をかなり増やさないとできないだろうと私は思っています。そのようなことから、今後の課題にはなるとは思いますけれども、にわかに対応することは非常に難しく、かえって混乱して、産業分類そのものがおかしくなるということも想定されますので、今回は従来と同じような形で実施させていただきたい。

阿藤部会長 今、おっしゃったのは、分類を詳細に行うための質問が増えるので、ほかの調査事項を削除しなければならないということですか。

加藤総務省国勢統計課長 そういう問題になってくると思います。国勢調査で他の項目を削ってまでということはしたくないということです。

阿藤部会長 分かりました。

ということでございますが、これについて、御質問・御意見はございますか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 大変難しい部分だと思うのですが、国際標準産業分類も、北米の産業分類も、基本的には独立した本社はサービス産業、第3次産業の方に格付けるようになっている。製造業の本社は、例えば、ソニーの品川の本社に勤めていれば、その事業所の人、電気機械とか、ソニーの作っている製品の産業ではなくて、本社自体の経済活動としてサービス産業に格付けられるという形になってきていると思います。これは2008 S N Aでも採用されますので、経済活動別統計の国際比較において大きな問題になります。日本標準産業分類ではまだそのようになっておらず、ただ、小分類の中で分類していくことによって両方できるようにしましょうという考え方だと思います。

そういう意味で、将来のことを考えますと、もしかすると産業の格付けが大分類をまたいで移動してしまうことになってしまうかもしれません。今、まだ対応できないということが悩ましいところですが、小分類だけの問題ではなくて、大分類をまたいでしまうということになると、より厳しい問題だという感じがします。

そうしますと、そもそも世帯への調査から産業分類を決めようとするものの限界は抜本的な問題としてやはりあります。これは経済センサスとの関係になってくるので、日本の統計システムとして、産業別就業者をどのように調査することができるかというところが課題になってくると思います。もう少し広い視点からのコメントとしまして、将来的な課題として考えるべきかと思えます。

阿藤部会長 ありがとうございました。

ほかにご覧いませんか。それでは、これも野村委員から詳しく問題提起がございましたけれども、今回の調査については、更に詳しく把握するというのは、調査票上も非常に困難があるということで、先ほどのある種の便宜的な措置を了解する。

ただし、世帯における産業分類と経済センサスにおける産業分類の一致、不一致という

問題について、もう少しどこかで議論する必要があるのではないかという認識でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

阿藤部会長 それでは、そのように御了解いただいたということにいたします。

以上で「審議事項一覧」で示している項目について、一応の議論を終わりました。何か言い残した部分がありますか。

早瀬専門委員、どうぞ。

早瀬専門委員 一つだけ確認したいのですけれども、お配りいただいた資料3-5の5ページで「母子(父子)世帯の母(父)の配偶関係」で、「死別」、「離別」、「不詳」という区分になっているのですけれども、最近、婚外子も増えている、増えるまではいかないとしても、婚外子がいる場合に、「死別」、「離別」、「不詳」だけの分類だと、婚外子の情報をとらえられないので、たしか前には「未婚」という区分があったと思うのですけれども、それが今、なくなっているので、どうして「未婚」の区分がなくなったのか、確認したいと思います。

阿藤部会長 いかがですか。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 おっしゃる母子世帯、父子世帯につきましては、統計としては従来からこのような形で取っております。確におっしゃるとおり、未婚という状態もあるかと思いますが、それは従来、数が少ないということもございましたので、総数に含めるような形での集計をしてきたというところでございます。

早瀬専門委員 ただ、これは今、数は少ないけれども、今後すごく増えるかもしれません。現状では、未婚の人は「不詳」に入れるという形になるのですね。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 集計上は総数に含めていまして、総数の内訳の合算と総数を差し引くことで未婚の数を把握することができます。

早瀬専門委員 かつては母子世帯の未婚の者に関する統計が確かありましたよね。前に私、この表を扱ったことがありました。それで婚外子をとらえられるのかなと思ったのです。以前からこれはなかったものなのですか。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 ここの部分は以前からこうでしたが、ほかの統計表でそういった扱いをしているところを御覧になったのだと思います。ここに出しております区分は今までどおりです。

阿藤部会長 これはもっともな御意見に思うのですけれども、変更は難しいのですか。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 今まで未婚が少なかったということがあって、こういう状況となっています。ただ、変わっているという早瀬専門委員の御指摘もございましたので、その辺は検討させていただきたいと思います。

阿藤部会長 これは集計段階のカテゴリー区分ですね。調査票が変わるわけではないですね。

高橋総務省国勢統計課課長補佐 そうです。

阿藤部会長 津谷臨時委員、どうぞ。

津谷臨時委員 念押しようですが、先ほどの婚外子は、前に結婚していた人も含まれてきてしまうので、婚外子を産んだ方が全員未婚とは限らないと思います。前に結婚していたけれども、子どもを産んだときには有配偶ではなかったということなのだと思います。ただ、定義として、原則の問題で、未婚ということが分かっているのですから、不詳ではないわけですので、やはりこれは、たとえ少なくとも峻別するべきであろうと思います。

そして、もう一つ、日本を比べてはいけないのですが、ヨーロッパなどでは、昔、結婚していて、離別したり、死別した人が多かったですが、正式に結婚をしないで同棲をして子どもを産むというのは、国にもよりますけれども、昔からあった。ただ、最近というか、70年代以降ぐらいの現象として、結婚する前に未婚の状態での同居、そこで子どもを産むことが増えてきたというのが新しい現象だと言われています。

日本はアジアの国ですから、ヨーロッパのようになるとは限りませんが、増えることはあっても減ることは余りない。どれぐらいの期間のことを言うのかということはあるわけですが、非常に長期的な視点として、遡及をする、時系列のトレンドを見るということについても、やはり未婚は「不詳」と区別すべきではないかと思います。

阿藤部会長 現状はそれほど多くないかもしれない。しかし、先進国全般で増える傾向にある。日本でも若干増える傾向にあります。少ないとは言っても、カテゴリーをきちんと区分しておいた方がいいのではないかという御意見です。統計局においては、よく御検討なさって、部会の意見としては、そういうことにしてほしいということでございますので、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。次回が最後の部会となりますが「国勢調査の変更について」に関する諮問に対する答申案を議論いたします。これまでの審議を踏まえまして、この答申案のたたき台を私と事務局において準備いたしますので、これを基に議論していただきたいと考えています。事前にお配りして、よく御検討いただけるようにしたいと考えています。

それでは、次回の部会について、事務局から御連絡をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 次回の部会は8月21日金曜日午前10時から、今日と同じところで開催したいと思います。次回につきましては、先ほど御紹介がありましたように、答申案についての審議をお願いしたいと思います。また、今日、検討いただくことにした事項については、次回までに検討いただきたいと思います。

それから、答申案の事前の整理といたしまして、部会長に指示をいただきまして、これまで審議していただいた結果を踏まえまして、答申案の骨子となる素案を7月27日までは何とか整理させていただいて、皆様にメール等でお送りして、御意見をいただきたいと思います。その後、皆様からいただきました御意見を踏まえまして、再度、部会長と検討いたしまして、答申案のたたき台を整理しまして、事前に委員の皆様にお送りした上で、

次回の部会で審議していただきたいと思います。

以上でございます。

阿藤部会長 それでは、本日の部会の結果の概要は8月24日開催予定の統計委員会において報告いたします。

本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。